

被害者団体からの御意見・御要望の概要（団体別）

（事務当局において被害者団体からの御意見・御要望を団体別に取りまとめたもの）

〔第1回（10/25）〕

○ 特定非営利活動法人 KENTO

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの

1 危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大

- ・ 「自動車運転過失致死傷罪」、「危険運転致死傷罪」、「準危険運転致死傷罪」の三本立てでは国民が戸惑うことになるので、「準危険運転致死傷罪」の創設ではなく、「危険運転致死傷罪」の適用範囲を拡大すべき。
- ・ 危険運転致死傷罪の適用対象に①無免許運転，②無保険（自賠責保険）運転，③ひき逃げ，④飲酒運転，⑤スピード違反運転，⑥過労運転，⑦てんかん等持病無申告運転，⑧脇見運転，⑨居眠り運転を加えるべき。

2 危険運転致死傷罪の構成要件の明確化

- ・ 「殊更に」や「進行を制御することが困難な高速度」等明瞭でない文言を改め，国民が理解できる具体的・平易な文言を用いて規定すべき。
- ・ 危険運転致死傷罪の適用基準を，飲酒では呼気1リットル当たり0.15mg以上，速度では通学路は40km/h以上，生活道は50km/h以上，高速道は120km/h以上と明確に数値化すべき。

3 ひき逃げをした場合の厳罰化

- ・ 国民がひき逃げ問題を認識できるよう，ひき逃げを道路交通法ではなく，刑法で扱うべき。

4 その他

- ・ 政権交代があっても，次期通常国会に改正案を提出すべき。

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの以外のもの

1 公判に関するもの

- ・ 法改正を踏まえ，検察官の求刑どおりの重い刑が科されるよう裁判所の量刑基準を見直すべき。

2 その他

- ・ 法制審議会委員に交通事故遺族を1名加えるべき。
- ・ スウェーデンの「ビジョン・ゼロ」のような抜本的な交通安全施策を取り入れるべき。

○ TAV交通死被害者の会

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの

1 危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大

- ・ 危険運転致死傷罪の適用対象に①呼気1リットル当たり0.25mg以上の飲酒運転，②覚せい剤，脱法ドラッグ使用による運転，③過労・睡眠不足による居眠り運転，④無免許運転，⑤無車検車運転，⑥警察官の停止命令を無視した逃走運転，⑦虚偽申告によって運転免許を取得しての運転，⑧医師の運転停止勧告無視や運転に必要な処方薬を服用しない状態での運転，⑨携帯電話等通信機器を使用しながらの運転，⑩速度超過運転，⑩ひき逃げを加えるべき。

2 危険運転致死傷罪の構成要件の明確化

- ・ 「正常な運転が困難な状態」，「その進行を制御することが困難な高速度」，「その進行を制御する技能」，「殊更に」など具体性に欠ける構成要件を補うべき。
- ・ 危険運転致死傷罪の適用基準を，飲酒では呼気1リットル当たり0.25mg以上，速度では規定速度の2倍や3倍以上とするなど明確に数値化すべき。

3 自動車運転過失致死傷罪の法定刑の見直し

- ・ 自動車運転過失致死傷罪と危険運転致死傷罪の法定刑の格差を縮小するため自動車運転過失致死傷罪の法定刑の上限を15年まで大幅に引き上げるべき。
- ・ 自動車運転過失致死罪については，罰金刑を廃止すべき。

4 その他

- ・ 自動車運転により人を死傷させた場合の罪を根本的に見直し，「危険運転致死傷罪」と「自動車運転過失致死傷罪」を「自動車運転致死傷罪」に一本化すべき。

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの以外のもの

1 捜査・公訴提起に関するもの

- ・ 法改正が行われるまでは，徹底的な捜査とそれに基づく積極的な立件によって，危険運転致死傷罪での起訴件数と裁判例を増やすようにすべき。

2 道路交通法に関するもの

- ・ 医師からの運転免許停止勧告制度を確立すべき。

3 その他の法律に関するもの

- ・ 自動車運転過失致死罪については，すべて裁判員裁判の対象とすべき。
- ・ 自動車運転により人を死傷させた者に対して，執行猶予期間中の運転禁止や運転免許再取得時の要件を判決で言い渡すことができる制度を確立すべき。
- ・ 自動車運転により人を死傷させた満16歳以上の少年は原則として家庭裁判所から検察官に送致するよう少年法を改正すべき。
- ・ エンジンスタート前に有効な運転免許証を認識するシステムやドライブレコーダー，アルコールインターロック等特に危険な運転を物理的に防止・抑止するシステムの装備を法律で義務化すべき。

4 その他

- ・ 義務教育終了時まで，自動車運転に伴う法的責任について法教育を徹底すべき。

○ 北海道交通事故被害者の会

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの

1 危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大

- ・ 危険運転致死傷罪の適用対象に①無免許運転，②ひき逃げ，③制限速度超過，④てんかんなどの疾病に対する薬の服用を怠った上での運転を加えるなど，全ての悪質で危険な運転行為に危険運転致死傷罪が適用されるよう類型を見直すべき。
- ・ 危険運転致死傷罪の構成要件を緩めるなど事案の悪質性に応じて連続的に量刑ができる法体系を構築すべき。

2 危険運転致死傷罪の構成要件の明確化

- ・ 「正常な運転が困難な状態」，「その進行を制御することが困難な高速度」，「その進行を制御する技能」という行為や状態の評価に係る規定を見直し，構成要件を緩和するとともに，「人又は通行を妨害する目的」，「殊更に」という主観的要素に係る規定を除くべき。

3 ひき逃げをした場合の厳罰化

- ・ 類型の見直しに当たっては，逃げ得という矛盾が生じないようにするべき。

4 自動車運転過失致死傷罪の法定刑の見直し

- ・ 交通犯罪抑止のための，また，危険運転致死傷罪の法定刑との隙間を埋めるため，自動車運転過失致死傷罪の法定刑の上限を大幅（10年以上）に引き上げるべき。
- ・ 自動車運転過失致死罪については，最低刑が有期刑になるよう罰金刑を廃止すべき。
- ・ 交通犯罪が軽く扱われる一因となっている刑の裁量的免除規定を即刻廃止すべき。
- ・ 自動車運転過失致死罪の法定刑と自動車運転過失傷害罪の法定刑とを区別することも検討すべき。

5 その他

- ・ 結果の重大性を踏まえ，他の過失犯よりも重く処罰するなど，交通犯罪を特別の犯罪類型として体系化すべき。

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの以外のもの

1 道路交通法に関するもの

- ・ 無免許運転を処罰する際，一度も免許を取得したことがない者，取得した免許を失効させた者など，無免許の理由によって区別することも考えるべき。

2 その他

- ・ 今般の法改正を交通犯罪を抑止し，交通死傷被害をゼロを実現するためのものと位置付けるべき。

○ 全国交通事故遺族の会

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの

1 危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大

- ・ 危険運転致死傷罪の適用範囲を運転中の行為に限定せず，運転者の適正や資質，事故後の行為（ひき逃げ）にも広げ，危険運転致死傷罪の適用対象に①無免許運転，②覚せい剤を摂取しての運転，③病気不申告者の運転，④自賠責保険未加入者の運転，⑤暴走行為，⑥ひき逃げ，⑦重過労での運転を加え，罪名を危険運転（等）致死傷罪に改めるべき。

2 危険運転致死傷罪の構成要件の明確化

- ・ 危険運転致死傷罪の適用を躊躇しないよう，その適用基準を，飲酒運転では呼気1リットル当たり0.15mg以上，薬物では違法薬物や脱法ドラッグが微量でも検出された場合，速度では一般道路は制限速度の2倍以上，高速道路では150km/h以上と定量化し，重過労運転では行政指導を守らない場合（運転者及び運行管理者）とすべき。

3 ひき逃げをした場合の厳罰化

- ・ ひき逃げの背後には飲酒運転などの悪質行為が隠されており，逃げ得が生じない制度にするべき。

4 その他

- ・ 覚せい剤を摂取しての運転や特別の病気の者が薬を服用せずに運転した場合を危険運転行為の予備行為として犯罪化し，重い刑罰とすべき。

○ 特定非営利活動法人 いのちのミュージアム

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの

1 危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大

- ・ 生活道路では50km/h以上の運転，赤信号の見落とし，危険な前方不注意や脇見を危険運転致死傷罪の対象とすべき。
- ・ 「準危険運転致死傷罪」というものを安易に創設するのではなく，危険運転致死傷罪の要件を今一度見直すべき。
- ・ 危険運転致死傷罪を具体的危険性のある運転行為だけでなく，①無車検・無保険での運行，②法無視，③無免許運転，④飲酒運転，⑤救護義務違反，⑥交通弱者に配慮しない運転など悪質性・反社会性・結果の重大性の強い運転行為全般に適用できるようにすべき。

2 ひき逃げをした場合の厳罰化

- ・ ひき逃げを現在の救護義務違反以上に悪質な犯罪として評価すべき。

3 自動車運転過失致死傷罪の法定刑の見直し

- ・ 自動車運転過失致死傷罪の法定刑を態様に応じて2～3段階に分け，重いものを危険運転致死傷罪程度のものですべき。

4 その他

- ・ アルコールを摂取して運転する行為，薬物摂取して運転する行為，無免許で公道を運転する行為，メールやインターネットを閲覧しながら運転する行為については，行

為そのものに故意性を認定し、「危険運転罪」として独立の罪とすべき。

- ・ 危険運転致死傷罪の手直しではなく、法体系を根本的に見直すべき。
- ・ 危険性、悪質性、反社会性のある運転をした車両の同乗者（事故時のみ）、積極的加功行為やあおり、唆しなどをした者に対しては、交通事故に関して共謀共同正犯とすべき。

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの以外のもの

1 捜査・公訴提起に関するもの

- ・ 遺族、被害者関係者参加による交通事故事件処理を制度化すべき。

2 道路交通法に関するもの

- ・ 危険運転行為を予防するため、交通事故を伴わない飲酒、無免許、無車検、無保険運転等についても罰則を強化すべき。
- ・ 欠格期間の延長、再取得時の厳格な審査、被害者の声を反映した教育など運転免許制度そのものを見直すべき。

3 その他の法律に関するもの

- ・ 事案の真相を明らかにし、適正・迅速な科刑を実現するため、ドライブレコーダーを全車両に装着させるべき。

4 被害者支援に関するもの

- ・ 被害者支援を更に充実すべき。

○ 亀岡無免許暴走事件の会・名古屋飲酒運転ひき逃げ死亡事故の会

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの

1 危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大

- ・ 危険運転行為に無免許運転を加えるべき。
- ・ 飲酒、無免許、無車検、無保険、一方通行の逆走など多くの交通違反を犯して人を死傷させた場合には、危険運転致死傷罪の対象とすべき。
- ・ 危険運転致死傷罪の構成要件が細かすぎ、適用される事案が限定されるので、幅広く事案の態様を評価し、総合的な判断によって危険運転致死傷罪が適用できるようにすべき。

2 危険運転致死傷罪の構成要件の明確化

- ・ 地域によって適用に差が生じないように、危険運転致死傷罪の構成要件を分かりやすいものにすべき。

3 ひき逃げをした場合の厳罰化

- ・ 逃げ得が生じないような法制度にすべき。

4 その他

- ・ 準危険運転致死傷罪のような中間的な罪を創るのはやめるべき。

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの以外のもの

1 捜査・公訴提起に関するもの

- ・ 適切な捜査・公判が行われるよう、警察の捜査の在り方、裁判に至るまでについても全面的に見直すべき。

2 道路交通法に関するもの

- ・ 無免許運転罪の罰金額を引き上げるべき。
- ・ 無免許運転及びその幫助，教唆を厳罰化すべき。
- ・ 無免許運転致死傷罪を新設して無免許運転を厳罰化すべき。

3 その他の法律に関するもの

- ・ 少年を少年法で守るのであれば，大人である少年の親が十分責任を負い，親に刑を科すよう少年法を改正すべき。
- ・ 運転免許を取得して人の命を奪った場合には，18歳であっても少年法を適用しないようにすべき。
- ・ 関係省庁が連携して，交通事犯に限定した新しい罪を設けるなど様々な可能性を検討し，国民に無免許運転で人を死傷させた場合には殺人と同程度の重大な犯罪を犯したとみなされるというメッセージが伝わるようにすべき。

4 被害者支援に関するもの

- ・ 被害者の立場に立った被害者支援を充実するべき。

5 その他

- ・ 胎児の命を人一人の命と認めるべき。

〔第2回（10/26）〕

○ 被害者自助グループ「小さな家」

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの

1 危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大

- ・ 意識喪失を伴う病気の者が医師の指示した薬を服用しなかった場合を危険運転致死傷罪の対象に加えるべき。
- ・ 高速度の原因が無免許運転，飲酒運転，ひき逃げ等の故意犯である場合を危険運転致死傷罪の対象に加えるべき。
- ・ 無免許運転など交通規則を遵守するという規範意識がない者には厳しい罰則を科すようにすべき。

2 自動車運転過失致死傷罪の法定刑の見直し

- ・ 危険運転致死傷罪との整合性を図るため，自動車運転過失致死傷罪の罰則を強化すべき。

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの以外のもの

1 道路交通法に関するもの

- ・ 無免許運転による死傷事犯，飲酒運転による死傷事犯，飲酒の有無にかかわらず，ひき逃げによる死傷事犯を危険運転致死傷罪の対象に加えるべき。
- ・ 認知症患者について，家族又は親族等が運転免許証を公安委員会に返納する制度を検討すべき。
- ・ 道路交通法の免許停止期間を延長すべき。

2 その他の法律に関するもの

- ・ 道路交通法を改正して，全車種にドライブレコーダー，飲酒運転防止用アルコール検知器，居眠り運転防止装置の装備を義務付けるべき。または違反者に罰則としてこれらの装備を義務付け，営業用トラック・バスに飲酒運転防止用アルコール検知器及び居眠り運転防止装置の装備を義務付けるべき。

○ 関東交通犯罪遺族の会（あいの会）

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの

1 自動車運転過失致死傷罪の法定刑の見直し

- ・ 執行猶予ではなく，1か月でも実刑となる法制度にするべき。

2 その他

- ・ 悪質な自転車の運転による死傷事犯を危険運転致死傷罪又は準危険運転致死傷罪の対象とし，陸運送事業における労働基準を逸脱した運行による死傷事犯を準危険運転致死傷罪の対象とすべき。

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの以外のもの

1 捜査・公訴提起に関するもの

- ・ 飲酒運転・薬物依存者による事故の場合には，適切な科刑のため，運転手と同様に同乗者に対してアルコール検査を義務付けるなど，徹底した捜査をするべき。
- ・ 警察官や検察官の当たり外れ，地域差をなくすべき。

2 道路交通法に関するもの

- ・ 睡眠時無呼吸症候群及びてんかんなどの病気について，特に職業運転手には検査を義務付けるなど運転免許制度を見直すべき。

3 その他の法律に関するもの

- ・ 自転車にもナンバー制を取り入れ，年齢に応じた免許制にするべき。

4 被害者支援に関するもの

- ・ 市区町村の被害者支援窓口での被害者救済を充実すべき。
- ・ 副検事に被害者対応の指導をすべき。

5 その他

- ・ 自転車の運転による死傷事犯の統計を取るべき。

○ 飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの

1 ひき逃げをした場合の厳罰化

- ・ 危険運転致死傷罪の構成要件の見直し、自動車運転過失致死傷罪の法定刑の見直し、飲酒・ひき逃げ事犯に適用される新しい法律の制定や刑法の中での新しい手立てなどの方法により危険運転致死傷罪の適用を免れるために逃走する「飲酒・ひき逃げ犯」に厳罰が下せるようにすべき。

○ 交通事故被害者遺族の声を届ける会

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの

1 危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大

- ・ てんかんのほかにも網膜色素変性症など重大事故に繋がる可能性の高い疾病、無免許運転、過労運転を危険運転致死傷罪の対象とすべき。

2 危険運転致死傷罪の構成要件の明確化

- ・ 「正常な運転が困難な状態」、「制御することが困難な高速度」、「制御する技能を有しない」などの構成要件を改めるなど、危険運転致死傷罪の適用基準を明確にすべき。

3 自動車運転過失致死傷罪の法定刑の見直し

- ・ 危険運転致死傷罪の法定刑との差を縮めるため、自動車運転過失致死傷罪の法定刑を引き上げるべき。
- ・ 自動車運転過失致死罪については、罰金刑を廃止すべき。

4 その他

- ・ 危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪を一つの法律とし、罪名から「過失」の文字を取り去り、全ての事案の法定刑の上限を20年以下の懲役とすべき。

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの以外のもの

1 捜査・公訴提起に関するもの

- ・ 悪質な交通犯罪には、殺人罪・傷害致死罪を適用すべき。

○ 特定非営利活動法人 交通事故後遺障害者家族の会

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの以外のもの

1 捜査・公訴提起に関するもの

- ・ 警察の捜査において、供述調書の作成過程を可視化すべき。
- ・ 交通死傷事案では、必ず飲酒検査とドラッグ検査を行うべき。
- ・ 認めるまで勾留を続ける手法を改め、冤罪事件が二度と起きないよう司法制度を改善すべき。
- ・ 警察官や検察官が加害者の供述を誘導しないようにすべき。

2 公判に関するもの

- ・ 重大な被害をもたらした無責任な運転手に対しては、執行猶予や罰金刑ではなく、結果の重大性を反映させた実刑を科すべき。
- ・ 謝罪や介護費用の一部、保険金の支払いがあったことを刑を軽くする理由とせず、事故検証の結果と被害の重大性を量刑の判断基準とすべき。
- ・ 無保険者や全く反省の態度を示さない場合には、特に厳しく処罰すべき。
- ・ 被害者が重度の後遺障害を負った場合には、被害者の痛みを償わせるよう実刑とすべき。
- ・ 重度障害者とされた被害者の「一生続く過酷な生活の中で生きていく苦しみ」を理解し、人格を破壊される被害の大きさを処罰の厳罰化に最大限考慮すべき。
- ・ 重度脳障害を受け、言いたいことを伝える能力さえも奪われた事案について、加害者の処罰について特段の厳しい配慮をすべき。

3 その他の法律に関するもの

- ・ 交通事故の目撃者の供述調書に記載された事実について、供述者を尋問できない場合には証拠としないよう、民事訴訟法を改善すべき。

4 その他

- ・ 明確な事故分析と無責任な運転の減少のため、また、無実の被害者が過失責任を負わされないよう、ドライブレコーダーの普及について関係省庁で話し合うべき。

○ 鹿沼児童6人クレーン車死亡事故遺族の会

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの

1 危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大

- ・ てんかん無申告により運転免許を不正取得した者による死傷事故を、危険運転致死傷罪の対象に加えるべき。
- ・ 準危険運転致死傷罪という小手先の法定刑の引き上げではなく、危険運転致死傷罪を見直すべき。
- ・ 悪質かつ反社会性の強い交通事犯には危険運転致死傷罪が適用されるよう法改正すべき。

□ 刑事実体法による罰則整備に関するもの以外のもの

1 道路交通法に関するもの

- ・ てんかん患者が、運転免許を不正取得できないような運転免許交付制度にすべき。
- ・ 運転免許制度におけるてんかん等の自己申告には限界があるので、医師の通報制度を設けるべき。